

議案第37号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年3月11日

三朝町長 吉田秀光

平成17年3月25日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改正後	改正前
第1条～第4条 略	第1条～第4条 略

第4条の2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条～第10条の2 略

（通勤手当）

第11条 略

(1)～(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ス 略

(3) 略

3～6 略

第11条の2及び第12条 略

（時間外勤務手当）

第4条の2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条～第10条の2 略

（通勤手当）

第11条 略

(1)～(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ス 略

(3) 略

3～6 略

第11条の2及び第12条 略

（時間外勤務手当）

第13条 略

(1)及び(2) 略

2 短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 略

第14条及び第15条 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの(短時間勤務職員にあつては、別に定める時間数)を減じたもので除して得た額とする。

2 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち規則で定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額及び住居手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に

第13条 略

(1)及び(2) 略

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 略

第14条及び第15条 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの(再任用短時間勤務職員にあつては、別に定める時間数)を減じたもので除して得た額とする。

2 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち規則で定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額及び住居手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に

18を乗じたもの（短時間勤務職員にあつては、別に定める時間数）を減じたもので除して得た額（以下この項において「月額給与の時間額」という。）とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち規則で定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に規則で定める額を加算した額とする。

第17条～第20条 略

第21条 削除

18を乗じたもの（再任用短時間勤務職員にあつては、別に定める時間数）を減じたもので除して得た額（以下この項において「月額給与の時間額」という。）とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち規則で定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に規則で定める額を加算した額とする。

第17条～第20条 略

(寒冷地手当)

第21条 寒冷地手当は、町長が定める日（以下「基準日」という。）において在職する職員（町長が定める職員を除く。）に対して支給する。基準日の翌日から町長が定める日までの間に採用、異動等の事由により職員として在職することとなった者に対しても、同様とする。

2 寒冷地手当の額は、基準日（基準日の翌日から前項後段の任命権者が定める日までの間に新たに職員となった者にあつては、職員となった日。以下同じ。）における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。

世帯等の区分			
世帯主である職員			その他の職員
扶養親族が3人以上ある職員	扶養親族が1人又は2人ある職員	扶養親族のない職員	
39,600円	33,000円	19,800円	14,200円

円

3 第1項後段の規定により寒冷地手当の支給を受ける職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、寒冷地手当の支給を受けることとなった日における当該職員の世帯等の区分（同項の表に掲げる世帯等の区分をいう。以下同じ。）をもって基準日における当該職員の世帯等の区分とした場合に算出される同項の規定による寒冷地手当の額の範囲内で、当該職員が在職することとなった日その他の事情を考慮して町長が定める額とする。

4 第1項の規定により寒冷地手当の支給を受けた職員につき、町長が定める期間内に、次に掲げる事由が生じた場合（町長が定める場合を除く。）には、当該職員に、その事由が生じた日における当該職員の世帯等の区分等の寒冷地手当の額の算出の基礎となるべき事項をもって基準日における算出の基礎とした場合に算出される寒冷地手当の額等を考慮して町長が定める額を追給し、又は返納させるものとする。

- (1) 世帯等の区分の変更
- (2) 職員でなくなること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が定める事由

5 町内に豪雪があった場合においては、町長が定める当該豪雪に係る地域に町長が定める期間内に在勤する職員（町長が定める職員を

除く。)で第1項の規定により寒冷地手当の支給を受けたものに当該支給額のほか、7,500円を超えない範囲内で町長が定める額を寒冷地手当として支給する。

第22条～第25条の3 略

第22条～第25条の3 略

(給与の口座振替の方法による支払)

第25条の4 給与は、職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

第26条及び第27条 略

第26条及び第27条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

変更の分類の事務費 (1)

ふくろふくふく員 (2)

ふくろふくふく員 (3)

由事るの宝は員 (4)

ふくろふくふく員 (5)

ふくろふくふく員 (6)

ふくろふくふく員 (7)

ふくろふくふく員 (8)